

豊橋市民ふれあい農園管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民ふれあい農園（以下「農園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農園の名称、位置及び区画数は、別表第1のとおりとする。

(利用期間)

第3条 農園の利用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、市長が必要と認めたときは、特に定める期間とする。

2 前項の利用期間は、1年に限り更新することができる。

3 市長は、農園の利用承認期間中の場合でも、利用承認を取り消すことができる。

(利用区画数)

第4条 利用できる区画数は、1世帯につき1区画とする。ただし、利用申請者が区画数に満たない場合は、1区画を超えることができる。

(栽培作物の範囲)

第5条 栽培できる作物の範囲は、利用期間内に終了する作物に限定する。

(利用者)

第6条 農園の利用は、世帯単位で行うものとし、次に掲げる条件を備える者とする。

(1) 市内に住所を有するもの

(2) 区画の管理を十分に行うことができる者

(利用の申請)

第7条 農園を利用しようとする者は、毎年1月16日から2月5日まで（市長が必要と認めたときは随時。土曜日、日曜日及び祝日（以下「祝日等」という。）の場合は翌日）に、利用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の更新をしようとする者は、毎年11月1日から11月20日（祝日等の場合は翌日）までに利用申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の承認等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を承認したときは、区画を指定し、利用承認書（様式第2）を申請者へ交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において申請書の数が利用させるべき区画の数を超えるときは、抽選により利用できる者を決定するものとする。

3 市長は、前項の抽選の際、併せて必要と認める数の利用できる者の

補欠者もあらかじめ順位を付けて決定するものとする。

(費用)

第9条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料として別表第2に定める費用（以下「費用」という。）を納付しなければならない。

(遅延損害金)

第10条 利用者は、市長の指定した納付期日までに費用を納付しない場合には、当該期日の翌日から納付した日までの期間について豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第10条に定める割合により算定した遅延損害金を支払わなければならない。

(利用の制限)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、農園の利用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) その他市長が必要であると認めたとき。

(権利譲渡の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の取消し等)

第13条 市長は、次の各号の一に該当すると認めた場合には、農園の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。
 - 2 利用者は、利用を取り止めたい場合は利用取止願（様式第3）に利用承認書を添えて、市長に提出しなければならない。

(費用の還付)

第14条 納付された費用は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市長が前条第1項第2号の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (2) 農園が災害等不可抗力により利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が利用の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき
 - 2 前項ただし書きの規定による費用の還付の額は、既に納付された費用の額から利用した期間（月数）の費用の額を差し引いた残額とする。

(特別の設備)

第15条 利用者は、農園に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。
ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(原状回復)

第16条 利用者は、農園の利用が終わったとき、又は第13条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第17条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 農園内で火気を使用しないこと。
- (2) 果樹等の樹木及び多年草を栽培しないこと。
- (3) 農園内で栽培作物を販売し、又は陳列しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な係員の指示に反する行為をしないこと。

(損害賠償等)

第18条 利用者は、施設等を損傷したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 市長は、利用者の栽培作物、所有物品等に生じた損失については、補償しない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年7月10日から実施する。
- 2 豊橋市民ふれあい農園管理運営要綱第3条第1項及び第7条第1項の適用については、昭和62年度に限り、同要綱第3条第1項中「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「10月1日から翌年3月31日まで」と、同要綱第7条第1項中「毎年2月5日から3月5日まで」とあるのは「7月30日から8月21日まで」とする。

附 則 (昭和62年10月21日決裁)

- 1 この要綱は、昭和62年10月21日から実施する。

附 則（昭和63年1月11日決裁）

- 1 この要綱は、昭和63年1月12日から実施する。

附 則（昭和63年8月15日決裁）

- 1 この要綱は、昭和63年8月15日から実施する。
- 2 昭和63年度増設分56区画に係る改正後の第3条第1項及び第7条の規定の適用については、昭和63年度の利用に限り、第3条第1項中「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「10月1日から翌年3月31日まで」と、第7条第1項中「毎年1月16日から2月5日まで」とあるのは「8月15日から8月31日まで」とする。

附 則（平成元年8月11日決裁）

- 1 この要綱は、平成元年8月11日から実施する。
- 2 平成元年度新設分30区画に係る第3条第1項及び第7条の規定の適用については、平成元年度の利用に限り、第3条第1項中「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「10月1日から翌年3月31日まで」と、第7条中「毎年1月16日から2月5日まで」とあるのを「8月15日から8月31日まで」とする。

附 則（平成5年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。
- 2 平成5年度新設分30区画に係る第3条第1項及び第7条の規定の適用については、平成5年度の利用に限り、第3条第1項中「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とあるのは「10月1日から翌年3月31日まで」と、第7条中「毎年1月16日から2月5日まで」とあるのは「8月15日から8月31日まで」とする。

附 則（平成8年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成20年11月14日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年11月17日から実施する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月14日決裁）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月14日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市市民ふれあい農園管理運営要綱の規定により作成されている様式第1から様式第3は、改正後の豊橋市市民ふれあい農園管理運営要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和3年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則（令和8年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第 1

名 称	位 置	区画数	1 区画 面積㎡	開設年度
豊橋市神野新田 市民ふれあい農園	豊橋市神野新田町字 クノ割 1 9 番地	7 0 5 6	3 0 3 0	昭和 6 2 年度 昭和 6 3 年度
豊橋市多米 市民ふれあい農園	豊橋市多米西町三丁目 1 7 番 7	3 0	3 0	平成 5 年度
豊橋市石巻 市民ふれあい農園	豊橋市石巻本町字西野 3 0 番 8	8 0	3 0	平成 9 年度

別表第 2

利 用 単 位	費 用
1 区画、1 年につき	1 5, 0 0 0 円

備考 1 年に満たない場合の費用の額は、月割額（繰上げがあった日の属する月の翌月から当該年度終了月までの月数）とし、端数計算については、「国等の債権債務等の端数計算に関する法律」（昭和 2 5 年法律第 6 1 号）の例による。